# 総務委員会会議録

令和6年9月17日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:14

# 【案件】

- 1. 議案第71号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第3号)
- 2. 議案第73号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正 する条例

#### 【 報告事項 】

1. 公用車による交通事故の発生について

(契約課)

# ○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第71号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。 執行部の補足説明を求めます。

#### ○財政課長

それでは、「議案第71号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第3号)」について、 ご説明いたします。

「議案第71号~第72号」と表示しております補正予算資料の3ページをお願いいたします。

表の下に記載しておりますとおり、原油価格・物価高騰対策事業等、当初予算編成後に発生した事由により早急に執行すべき経費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に8億4151万4千円を追加して834億8603万4千円にしようとするものでございます。

次に、4ページの補正予算概要書をお願いいたします。

歳入でございますが、国庫支出金、県支出金及び市債につきましては、歳出に計上しております事業の財源として補正するものでございます。

国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、歳出予算に計上しております原油価格・物価高騰対策事業に関する財源として3億901万3千円を追加いたしております。

次に、繰入金の財政調整基金繰入金では、今回の補正予算の財源調整として3億9615万 3千円を追加するものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費、地域振興費の移住支援助成事業費につきましては、県外からのUIJターンで、就業等の要件を満たして本市へ移住した場合の助成金として1690万1千円を追加するものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。民生費、障がい者福祉費の障がい者基幹相談支援センター等運営事業費につきましては、障がい者相談支援事業の委託料について、これまで消費税を非課税として取り扱っていましたが、国からの通知により課税対象であることが示されたため、委託料に対する消費税相当額及び加算税額の経費として3285万5千円を追加するものでございます。

次に、児童措置費の保育所等給食費支援事業費では、給食費を引き上げずに給食の提供を継続している市内私立保育所などに対する支援に要する経費として3047万7千円を計上するものでございます。

農林水産業費、農業振興費の農業物価高騰対策支援事業費につきましては、物価高騰による

農業経営への影響を軽減し、営農継続の支援に要する経費として4059万8千円を計上する ものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。商工費、商工業振興費の大学間連携人材育成事業費につきましては、企業版ふるさと応援寄附金を活用して、立命館アジア太平洋大学、九州工業大学、飯塚市の3者間での連携協定に基づく人材育成事業費に要する経費として243万2千円を計上するものでございます。

生活応援クーポン券発行事業費につきましては、物価高騰の影響を受けている市民生活の応援と市内経済の活性化のため、全市民に対し1人当たり5千円の市内登録店舗で使用できるクーポン券を交付する経費として6億9235万7千円を計上するものでございます。

7ページをお願いいたします。貨物運送事業物価高騰対策支援事業費につきましては、物価 高騰の影響を受けている貨物運送事業者の支援に要する経費として4803万7千円を計上す るものでございます。

8ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表、市債状況表及び基金の状況 表を添付いたしております。

このうち12ページの基金状況表をお願いいたします。令和5年度末残高については決算状況を反映しており、令和6年度中増減見込の欄は予算に合わせ記載いたしております。このうち財政調整基金及び公共施設等整備基金の新規積立欄につきましては、地方自治法及び地方財政法の規定に基づき、令和5年度決算における剰余金の2分の1を下らない額を令和6年度の基金に編成いたしております。

以上で、補足説明を終わります。

## ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○江口委員

補正予算の中で幾つか新規事業が見込まれるわけですが、この中で来年度以降も継続的に実施する予定の分はどれとどれになりますか。

#### ○財政課長

今回の9月補正に計上しているもので令和7年度以降も継続を考えている事業につきましては、現在のところありません。

### ○江口委員

産学官連携推進事業費、大学間連携人材育成事業費についてお聞きいたします。これ、2大学と飯塚市の3者間での人材育成事業というふうな形なんですが、これも単年度のみというふうな形、この事業をやり始める経緯、それとあと、まず経緯についてお聞かせいただけますか。 〇経済政策推進室雇用促進担当主幹

令和6年1月30日に立命館アジア太平洋大学、国立大学法人九州工業大学及び飯塚市が相互に連携して、大学及び地域のグローバル理系人材の育成、地域経済の活性化等に取り組み、多様な人材から学ぶ場所として選ばれる大学及び地域を目指すことを目的として、連携協定を締結しております。それに基づきまして、今3者で事業を検討しているところでございます。 〇江口委員

ごめんなさい。今言われましたこの連携協定について、資料として出していただきたいと思います。委員長においてお取り計らいお願いいたします。

#### ○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求があっております資料は提出できま すか。

○経済政策推進室雇用促進担当主幹

はい、提出できます。

# ○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求すること にご異議ありませんか。

# ( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 10:09

再開 10:10

委員会を再開いたします。先にほかの質疑を受けたいと思います。ほかに質疑はありませんか。

#### ○吉田委員

補正予算の71から72号で、資料のほうの5ページ、6の農林水産業費の農業費の原油価格・物価高騰対策事業費の内容について、全般的に説明願います。

### ○農林振興課長

事業についてご説明いたします。本事業は円安や国際情勢に伴います物価高騰による農業経営の影響を軽減し、営農の継続を支援するため、農業者に対し支援金を支給するもので、支給に要する経費として4059万8千円を増額補正するものでございます。

支援の対象となる農業者は、飯塚市内に住所を有する個人または市内に事業所もしくは農場が所在する農業法人や集落営農法人で、令和5年中に農畜産物の生産及び販売を行い、令和6年も継続して行う農業者としております。

支援金額につきましては、令和5年1月から令和5年12月までの農業収入額に応じて算出することとしております。畜産業者と畜産業者以外の農業者とに分けて支給する仕組みになっております。具体的な支援金の積算方法としましては、1年間の農業収入額が300万円未満に対する支援金額を、畜産業者の場合は2万円とし、畜産業者以外の農業者の場合は1万円とするもので、300万円以上に対しては、農業収入額の区分に応じてそれぞれ算出した金額を支給するものであり、その上限額を100万円とするものでございます。

#### ○吉田委員

今のご説明ですと、300万円の売上げ未満の方は、畜産農家の方で2万円、畜産農家以外の方で1万円ということなんですけど、300万円を超した分について区分別に支払うということなんですけど、その区分と、対象積算された人数等をお知らせください。

#### ○農林振興課長

農業収入額の区分に応じてどのぐらいの人数が該当するのかということについてお答えいたします。300万円未満につきましては、畜産業者以外の農業者の方が746名、畜産業者の方が0名となります。300万円から900万円に関しましては、畜産業者以外の農業者が273名、畜産業者が2名となります。続きまして、農業収入額が900万円から1500万円の場合は、畜産農業者以外の農業者が56名、畜産業者の場合は3名となります。続きまして、1500万円から3千万円未満の場合につきましては、畜産農業者以外の農業者の方が34名、畜産業者が4名となります。続きまして、3千万円以上6千万円未満の場合が、畜産事業者以外の農業者が19名、畜産業者が6名となります。続きまして、6千万円以上9千万円未満の場合は、畜産事業者以外の農業者の方が3名、畜産業者が1名となります。続きまして、1億5千万円未満の場合は、畜産業者が1名となります。続きまして、1億5千万円以上2億1千万円未満の場合は、畜産業者以外の農業者の方が2名、畜産業者の場合は0名でございます。続きまして、2億1千万円以上3億円未満の場合は、畜産業者以外の農業者は0名で、畜産事業者が1名。最後に、3億円以上の方につきましては、畜産事業者以外の農業者はゼロ名で、畜産事業者が3名、以上で

### ございます。

# ○吉田委員

それで一応、今3億円以上の方までおられるという、売上げであるということなんですけど、それで、3億円ですから100万円を上限でということで、ここまでと思うんですけど、3億円以上の方っていうのはおられるんですか。3億円、この等級以外のところはないということでいいんですかね。

### ○農林振興課長

農業収入が3億円以上の方につきましては、先ほどお答えしましたとおり、畜産農業者以外の農業者は0名でございまして、畜産業者につきましては3名となります。

### ○吉田委員

この事業ですね、せっかく最大限で、売上げに応じて、両方の農業者及び畜産農家に対して 100万円までの補助をしますということなんですけど、やはり大半を占めるところの農業者 というのがですね、この地域の数字で分かるように、300万円未満の方が746名、300万円から900万円のところで273名、圧倒的にやはり多いので、これに対するやは り中心的なところの人員のところに対する配分の仕方については検討なされましたか。

### ○農林振興課長

今回の支援制度につきましては、物価高騰対策ということで、物価高騰の影響をより多く受けた農業者の方に対して、手厚く支援をするというような枠組みになっております。すなわち、農業収入額が多いということは、すなわち、それだけ生産コストもかかっているということになりますので、今回、農業収入額に応じた支援額ということで、そういった枠組みで支援をさせていただくことにしております。

#### ○吉田委員

ご説明は非常に分かるんですけど、物価高騰対策というところで、私どもの認識の中では、やはり資材費、燃料費、ひっくるめてですけど、資材調達のためにやはり二、三割の価格帯が上昇しているというところで聞かせていただいています。それはJAさんのほうから、もしくは、農政連さんのほうからのこの要望に当たってこういう事業に取り組んでいただいたと思うんですけど、やはり、そうですね、今、事業を展開するに当たって、やはり、中心的なところの人数を把握された上でですね、もうちょっと検討をしていただいたらよかったのかなと思いますし、非常にありがたい政策ではあるんですけど、やはり、今後またこういう事態が発生した場合についてですね、もうちょっと検討していただいて、平均的に行き渡るような形でやっていただけたらなと思いますんで、要望しておきます。

### ○委員長

先ほど江口委員が要求された資料の準備ができました。サイドブックスに掲載していますので、ご確認をお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

## ○奥山委員

説明ありがとうございました。私のほうから1つですね、6ページの生活応援クーポン券発行事業費について伺います。対象者が1から3のいずれかを満たす者ということで、基準日に住民登録されている方、9月2日時点でですね。それから、基準日以降に転入または、翌日以降に生まれ、なおかつ、12月27日までに本市に登録された者ということで、転入の場合は、27日が金曜日ですか。ですので、当然その日までに登録されるんだろうというふうに思いますが、出生の場合は、出生届の期限といいますか、14日間なっておりまして、飯塚市の方が実家のほう、飯塚市以外ですね、以外の県外で出生されて、その手続が例えば26日とか27日に生まれてもすぐには登録がなかなか難しいんではないかというふうに思いますが、例えばこれが27日までに出生されれば対象になるとかいうふうに、柔軟的に考えることはでき

るんでしょうか、伺います。

# ○生活応援クーポン券発行臨時対策室長

出生に関しましては、ご案内のとおり、手続に時間がかかるというのは想定されるところでございます。おっしゃっていただいたように、27日までにお生まれになられた方というのは、登録までに1週間から2週間というところを想定して、あと、うちの事務手続上ですね、お送りするまでの期間を勘案しますと27日にお生まれになられた方について、柔軟に対応というところで発行するというようなところは考えさせていただきたいと思っております。

#### ○奥山委員

当然、年明けの令和7年1月に登録されるんだろうというふうに思いますが、よろしくお願いします。

それと、その方々たちの使用の期限が1月末でしたか、になっておりますが、あまりにも短くないかなと。例えば2月末とか3月、支払い等があるんで、2月末とかいうふうになるかもしれませんが、その辺はいかがでしょうか。

# ○生活応援クーポン券発行臨時対策室長

期限を1月31日までとさせていただいております。こちらにつきましては、まずは年末年始の支出が増える時期にお使いいただくことで経済効果を高めたいというところと、あと、当然、1月31日までにお使いいただくと、換金というところで、事業者のほうは換金作業等がございますので、そういうのを勘案しまして、1月末を利用期限、それから1か月ぐらいを事業者様の換金というようなところで考えております。こちらの事業が、国の交付金事業等を充てていくというところを想定いたしておりますので、そちらの報告等の期間も勘案しまして、このような時期とさせていただいたところでございます。

#### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

# ○田中武春委員

ちょっと関連で、生活応援クーポン券で何点かちょっとご質問していきたいんですが、基本的にこれはエネルギー・食料品価格等の物価高騰対策ということでご理解をしておりますが、 基準日が9月2日ということになっておりますが、国もですね、生活応援ということで8月から電気代等々もしておりますが、この基準日は9月2日じゃなくて、8月というのは検討しなかったのか、まずその点、お聞きします。

#### ○生活応援クーポン券発行臨時対策室長

9月2日とさせていただいておりますのは、当然、年末年始にお使いいただけるようにというところもございますので、対象者名簿のほうを作成いたしまして、確認等を含めまして期間が必要というところで、議決予定日の月の初めである9月2日というところでさせていただいております。8月というところは、申し訳ございません、想定いたしておりませんでした。

# ○田中武春委員

何かこう、国と足並みをそろえて8月からというのが何かタイミングがいいかなというふう に思いました。

あと一つ、これはゆうパックで世帯に送付、郵便で送付するわけですけども、多分、直接本人がいないと、多分郵便局に戻ってくるんだろうというふうに思いますが、郵便局では何日、1週間ぐらい持っとくんですかね、よく分かりませんが、そこまでにまた取りに来なかったら、結局、市役所に戻ってくるということで理解しておりますが、その後、市役所としては、市民に対してどういった対応を取ろうと思っているんですか。

# ○生活応援クーポン券発行臨時対策室長

今、委員のおっしゃられたとおり、取りに来られない場合については、一旦、市役所のほうに戻ってまいりますので、そういったものにつきましては、再度、ご通知を差し上げて、取り

に来ていただくようにということで、ご案内をさせていただく予定にいたしております。

## ○田中武春委員

はい、分かりました。そのときはちゃんと身分が証明できる証明書等を確認しながらという ことでご理解していいですかね。はい、分かりました。

#### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

### ○江口委員

まず、生活応援クーポン券についてなんですが、以前も同種の事業をやったときに、印刷等 について市内業者をきちんと使っていただきたいという話があったかと思います。今回につい ては、その辺りは、クーポン券の印刷等についてはどのような形になりますか。

○生活応援クーポン券発行臨時対策室長

印刷につきましては、市内事業者のほうに発注する予定で考えております。

## ○江口委員

市内の指名業者に発注するということでよろしいですか。

○生活応援クーポン券発行臨時対策室長 はい、そのとおりでございます。

### ○江口委員

次に、これ、クーポン券として発行するのか、それとも現金を振り込みするのかといった議論もあるかと思いますが、その点についてお聞きします。この予算では、補正予算では生活応援クーポン券精算金として6300万円組まれていますよね。これが郵送とか精算に関わる費用かと思うんですが、これに対して、現金の振り込みをした場合には幾らぐらいになるのか、想定されましたか。

# ○生活応援クーポン券発行臨時対策室長

まずクーポン券の事務経費でございますけれども、こちらが6235万7千円ということで予算を計上させていただいております。現金支給でございますけども、郵送代とか、振り込みの手数料につきましてはある程度試算ができるんですけども、委託料等につきましては、若干見積りとかはできませんので、以前の委託料から試算をさせていただいております。この点ご了承いただきたいと思いますが、郵便料金等が10月から改定をされる等々ございまして、事務経費につきましては、現金の場合約5千万程度ということで試算をさせていただいております。

#### ○江口委員

作業としてはどういうふうな作業が発生してこの5千万円という形になるんでしょうか。

#### ○生活応援クーポン券発行臨時対策室長

まず申請についてでございますけども、一旦、市のほうから申請書等名簿に基づきましてご送付をさせていただきまして、それをこの口座に振り込んでほしいというような形でご返送いただく。そして、決定を通知するというような、まず、これが作業の一つであろうかと思います。あと、戻ってまいりました申請書等を入力する作業であったりとか、クーポン券のほうでもございますけども、コールセンター等の業務、あと、当然6万5千世帯でございますので、現金の管理というところで、システム改修であるとか、あるいは通知書の封入封緘作業、こういったところを想定しておるところでございます。

#### ○江口委員

このクーポン券自体は、クーポン券で配付するときは申請行為は要らないんでしょ。ですよね。それで現金振り込みだと申請行為が必要。このあたりの理由をお聞かせいただけますか。

### ○生活応援クーポン券発行臨時対策室長

申請書に関しましては、現金受け取りの同意というところと、あとこの口座に振り込んでく

れというところで、口座の指定とか、そういったものが必要になりますので、一旦申請書のほうをお送りさせていただきまして、ご確認いただいて、口座等必要情報を記入していただいて ご返送いただくというような手続で考えております。

# ○江口委員

国も進めてきたマイナンバーカードがあって、DX、DXと言いながら、それこそコロナの 関連のときに、マイナンバーカードがあったら、それに口座がひもづけされていたら、そこの 手続も費用も格段に安くなるという話がありました。今の話だと、それとはちょっと違うよう に思えるんです。今現金受け取りの同意という話だったんだけれど、クーポン券だと同意は要 らない。というか、同意は取らないわけでしょ。ですよね。まずそこで、なぜそこの同意とい う行為が必要なのかが分からないんですが、その点について、もう一度、その点についてお聞 かせいただけますか。

## ○生活応援クーポン券発行臨時対策室長

現金の場合ということの想定でお話をさせていただいておりますけども、前回ですね、前回といいますか、過去、国のほうで給付金を交付した事業でありましたら、そのような形をとるっていうところで、国のほうからも通知があっておりましたので、同様の考え方に基づいて、現金給付の場合、このような手続になるだろうというところで試算をさせていただいております。

## ○江口委員

今回は、国の前の給付金はそういった考え方だったかもしれないけど、今回はある意味市の 単独事業ですよね。交付金は使うんだけれど、単独事業で、クーポン券を、ある意味、請求行 為不要でやるわけでしょ。とするならば、現金の同意というね、現金振り込みであったら同意 が必要だというのはいかがなものかと思うんです。

あと、仕組みとしてどうなのかお聞きしたいんですが、マイナンバーカードで口座のひもづけしますよね。それが、公金の振り込みとかに使えるという話をお聞きするんですが、こういった、例えばこのクーポン券ではなく、現金振り込みであったとします。そのときに、ひもづけている口座ですね、マイナンバーにひもづけている口座に関しては、振込先の口座として使えるのかどうか。何ら手続が必要なく使えるのかどうか、その点はいかがですか。

### ○委員長

暫時休憩いたします。

休憩10:35再開10:37

委員会を再開いたします。

# ○生活応援クーポン券発行臨時対策室長

申し訳ございません。手続的なところで申し上げますと、マイナンバーカードをひもづけられた銀行口座等を使う場合は、国の届出がまず必要でございます。その上で、本人同意ということで、電子申請であれ、同じになると思うんですけども、それを使っていいという本人同意が必要でございますので、マイナンバーカードにひもづかない口座振り込みを申請するのと同じような手続にはなろうかと思います。そういった手続でございます。

### ○江口委員

マイナンバーカードにひもづけされている口座を使うには、まず最初に国への届出が必要になる。もう一つは、各個人への確認が必要になるというふうな形だったかと思いますが、各個人への確認が必要になるというところなんですが、一括して、市との公金のやり取りに使うものについては、その口座を利用していいですかという、個々の事業、個々の事業で取るんではなくて、一括して取る形ではできるんだと思うんですが、その点はいかがでしょうか。そうしないと、国の分も、国がやるときに毎回毎回毎回取るかというとそうではないと思うんですが、

いかがでしょうか。その点については、制度設計上、地方自治体がやる場合は、改めて、そこの確認が全て必要というふうな形になっているのか、それとも最初からもうマイナンバーカードを登録して、口座のひもづけをやった段階で、デフォルトで、チェックを外さなかったら、市の公金のやり取りについては使っていいですよというふうな形がとられているのかどうか、その点をお聞かせいただけますか。

## ○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:39 再開 10:39

委員会を再開いたします。

○生活応援クーポン券発行臨時対策室長

申し訳ございません。今回の事業に関しまして、クーポン券の発行というところで考えておりますので、現金給付に関するそういった検討とかいうのもいたしておりませんし、確認等も行っておりませんので、お答えはいたしかねます。

# ○江口委員

生活応援をしようと思うときに、どういった手段でというふうなところで、クーポン券でするのか、現金給付するのか、それは当然のことながら十分検討すべきことですよね。目的は生活応援なんでしょう。それを市の事業として、最小限のコストで最大限の効果を発揮するようにやるわけですよね。それはきちんとやってもらわないと困るんです。

生活応援クーポン券発行臨時対策室長は、片一方でDXの推進課長ですよね。そういうことを考え合わせると、逆にこのマイナンバーを使ってやったら、お手元に届くのも、スピードも全然早くなるかもしれないわけですよね。今回、クーポン券、世帯主に送るわけでしょ。世帯主が、その世帯の方の分を全部使っちゃうかもしれない。それは各ご家庭の話だと言うかもしれないんだけど、個人個人に、例えばこれがマイナンバーでひもづけしてというところでやったら、個人個人の口座にやることすらも可能になるわけです。

先ほど5千万円と言ったんだけれど、そこの分の確認作業とかが要らなくて振り込みだけと 思ったら、費用としては全然違うことがあり得るかもしれないわけです。当然のことながら、 検討すべきことだと思うんですが、いかがですか。

### ○生活応援クーポン券発行臨時対策室長

本事業につきましては、物価高騰の影響を受けておられる市民の負担軽減に加えまして、消費喚起による市内経済の活性化を目的として、2つの目的を達成するために考えた事業でございますので、現金給付というところにつきましては、ちょっと検討内容に入っておりません。

#### ○江口委員

生活が厳しい方々にとってみれば、議案質疑でもあったんだけれど、ベースとなる光熱水費とか、そういったところに使いたいというのは、十分あり得る話だと思いますよ。それはある意味、市内企業に回るわけでしょ。市内事業者に回るわけですよね。生活を応援したいという気持ち自体は非常に理解しますし、財政が厳しい中、これを捻出したことに関しては感謝したいと思いますが、それを皆様方にお渡しするときの手段に関しては、しっかりと考えてもらわないと困る。

で、先ほども言ったように、マイナンバーでひもづけしている口座を使えるとするならば、 国が言っているのは、費用も安くなりますし、お届けする時間も非常に短縮できますというお 話なんです。であるならば、十分その点を考慮すべきだと述べておきます。

資料を出していただきました。大学間連携人材育成事業について、お聞きいたします。資料 ありがとうございました。連携協定自体は理解はしたんですが、この中で予算としては、243万2千円の補正で、これが飯塚地域雇用創造協議会負担金というふうな形になっており

ます。この大学間連携人材育成事業そのものに係る総事業費は幾らなのか。その分担としては どうなっているのか。あと併せて、大学等にお金を出す形であればまだ分かりやすいんですけ ど、これ、飯塚地域雇用創造協議会というやつをかましていますよね。ここの協議会を使う理 由もお聞かせください。

#### ○経済政策推進室雇用促進担当主幹

協議会負担金の内訳についてですけれども、こちらは全額、人件費と協議会等の経費等は入っておりませんで、全額この事業に使うものとなります。最初のBEGIN Program につきまして、こちらが165 $\pi3700$ 円を計上しておりますが、主な事業費としては、こちらの高校生等が行くバス借上料とプログラムの参加費用となっております。 2番目のデジタル人材育成事業につきましては、こちらの主な事業費としましては、APUの学生がこちら飯塚市のほうに来るためのバスの借上料となっております。 2番目のデジタル人材育成事業につきましては、金額が38 $\pi4336$  $\pi$ 0円で計上しております。 3番目の大学生の企業訪問事業についてですけれども、こちらも主な経費はバス代となっておりますが、経費としましては39 $\pi3320$  $\pi$ 0円を計上しております。

飯塚地域雇用創造協議会で実施する理由ですけれども、こちらの本協議会につきましては、 飯塚市や経済団体等が別に実施しております産業や経済の活性化、その他の雇用創造に資する 取組と魅力ある雇用やそれを担う人材の維持・確保の取組等を一体的に実施することにより、 飯塚地域の雇用創造の改善を図ることを目的として組織された協議会で、現在、厚生労働省の 委託事業であります地域雇用活性化推進事業や飯塚市単独で実施しております小中高大の連携 した人材育成事業を実施しておりますので、そちらですることとしております。

## ○江口委員

今それぞれ1、2、3の金額についてはお答えいただいたんですが、これ、今お答えいただいた金額を足せば、この243万2千円になるという理解でよろしいんですかね。

○経済政策推進室雇用促進担当主幹

そのとおりでございます。

#### ○汀□委員

そうすると、この事業は全て市の負担でやる。2大学の負担もないし、参加する方の負担もないということでよろしいですか。

### ○経済政策推進室雇用促進担当主幹

大学等の負担につきましては別で、飯塚市が予算計上してない部分で大学が費用負担する部分が、別事業とはなりますけれども負担する部分があります。それから、参加者につきましては、食事相当額は負担していただく予定としております。

# ○江口委員

そうすると、事業としてはこの1、2、3以外にもある。で、総事業としては243万2千円以外で、その部分も含めてもっと膨らんでいる。なおかつ、参加者についても食費相当分の負担がある。という理解でよろしいですか。

## ○経済政策推進室雇用促進担当主幹

現在決まっております九工大やAPUが独自に負担するものとしましては、②のデジタル人材育成事業におきまして、ここで計上しておりますのは、嘉穂劇場やその周辺を活用した文化と経済の連携策を提案するものになりますけれども、飯塚市で提案しておりますのはステップ1のみとなりまして、意見出しのところまでを飯塚市が負担することとしております。その後、各自でオンラインワーク、ステップ2でオンラインワークやステップ3で九工大がAPUのほうに伺って、企画提案書を作成するという事業がありますが、そちらの分につきましては九工大やAPUの負担となっております。現在決定している事業につきましてはこちらのみとなっております。

#### ○江口委員

もうちょっと総事業費が見えて、そのうちの市の負担がこんなもんなんだというところと、 あとまたこれから先どうやってやる分だというやつが見えるといいと思います。ぜひそういっ た形で事業組立てをやっていただきたい。そうじゃないと、もう単発でやって、もうこれでお しまいだよというような形になりかねないし、またその成果も見えづらいと思います。ぜひそ の点についてご注意ください。

### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

### ○赤尾委員

これ何て言うんですかね、補正予算概要書の4ページをお願いします。ここで公園の何か、 歳入のほうで、市債の補正額は1500万円補正されていると思います。それは、この7ページの8番の土木費、都市計画費、公園費か、公園施設長寿命化事業のことだろうと思うんです けど、そもそもその市債というのは、市の借入金、これを1500万円補正しますと。で、そ の内容がこの公園を整備しますということで間違いないでしょうか。

#### ○財政課長

ただいま質問委員がおっしゃいますように、事業に今回活用します起債のほうを要求しております。

## ○赤尾委員

国庫支出金、これが1670万円ですよね。この事業に対するこの国庫支出金というのは国の補助だろうと思うんですけど、例えばこの1670万円の国の補助金を下ろす条件というのは何かあったんですか。というのが、市債の1500万円と一般財源の170万円というのは、何かこう同額にされているという、これ、何かの条件だったのかなと思うんですけど、そこを教えてください。

### ○財政課長

こちら 7ページのほうに、公園施設長寿命化事業のほうで記載いたしております。今回の補正額といたしましては 3 3 4 0 万円を計上しておりまして、これが事業費となります。このうち社会資本整備総合交付金のほうが補助率が 2 分の 1 となっておりまして、その事業費から国庫支出金を除いた残りの事業に起債を活用する形といたしております。こちらの起債のほうが充当率が 9 0%になりますので、今回の市債の補正額としては 1 5 0 0 万円を計上しているものとなっております。

#### ○赤尾委員

予算設計はちょっとはっきりちょっと分からないところもあるんですけどね。これ、なぜそういう質問をさせてもらっているかと言うと、当初の、補正前というのは当初予算の話でしょ、これ。ですよね。当初予算の時点で、これ31万3千円ですか、31万3千円。で、補正額で3340万円というのは、これ、計画的な事業なのかどうかというところにちょっと疑問を持つんですね。もともと30万円ぐらいしか予算を見てなかったのに、この今の補正後の総事業費の分ぐらいが何かいろいろ補正されるわけでしょ。公園の整備というのは継続的にやっていく事業だろうと思うんですけど、ここら辺のいきさつというか、経緯をお尋ねします。

### ○都市計画課長

公園施設長寿命化計画につきましては計画的に行っております。今回の事業につきましては、 補正前の分につきましては、6月補正で上げた分を執行しておりまして、この31万3千円と いうのが、これは工場製作品に係る旅費の費用になります。

#### ○赤尾委員

すみません、もう一度ご説明をお願いします。

## ○委員長

暫時休憩します。

休憩 10:56

再開 10:57

委員会を再開いたします。

#### ○都市計画課長

失礼いたしました。今回の補正につきましては、国の交付金の追加補正のほうが来ております。国の追加補正のほうが交付金で来ましたので、それに伴って、令和7年度に予定した分を令和6年度に前倒しして、今回整備をするものでございます。

#### ○赤尾委員

分かりました。公園整備というのは、私もちょっと一般質問をさせていただいたことがありますが、これ、継続してずっとやっていく必要があると思いますんで、予算を最初からしっかりとっていただくのと、あと、例えば利便性がない公園だとか、使用頻度の低い公園とか、そういったところの売却も並行してご検討いただきたいと思います。

# ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第71号 令和6年度 飯塚市一般会計補 正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 暫時休憩いたします。

休憩 10:59

再開 11:08

委員会を再開いたします。

次に、「議案第73号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部 を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

### ○情報管理課長

「議案第73号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布により、当該条例の関係規定を整備するものでございます。

6ページから8ページにかけて新旧対照表をつけております。改正内容としましては、6ページ下段から7ページ上段にありますように、当該条例の別表第2の1項目めに「子ども医療費の支給事務」において児童手当もしくは特例給付の支給情報をマイナンバーにて庁内連携ができることを規定をしています。今般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布によりまして、児童手当の所得制限が撤廃され特例給付がなくなりますので、別表第2の1項目めの右欄にあります特例給付の規定を削除するものでございます。なお、施行期日は令和6年10月1日となっています。

以上、簡単ですが、「議案第73号」の補足説明を終わります。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

### ( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

### ( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第73号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

### ( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について、報告したい旨の申出が あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

#### ( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「公用車による交通事故の発生について」、報告を求めます。

#### ○契約課長

「公用車による交通事故の発生について」、ご報告させていただきます。

本件事故は令和6年8月23日、金曜日、午後6時頃、飯塚市片島地内において、契約課所属の会計年度任用職員が市職員親睦球技大会の始球式に公務として参加する市長を、飯塚第一ボウル南側駐車場に送り届けた後、駐車場が満車のため、一時駐車場外に出て、再度待機場所に移動するため、駐車場に進入しようとした際、対向車があり離合できず、車両を駐車場外へ後退させ、停車、待機しました。その後、対向車が駐車場外へ出たため、再度駐車場に移動しようと前進した際に、駐車場入り口進入路と一般契約車両駐車場との境界に設置してある飯塚第一ボウル管理のU字型バリカーに車両を接触させ、U字型バリカー及び公用車を損傷させたものです。

なお、本件につきまして、相手方及び市側ともに人身傷害はございません。また、この事故 の損害賠償については、現在、相手方と協議を行っているところでございます。

この事故の原因につきましては、車両を発進させる際に、切り返しのハンドル操作、周囲の 安全確認を怠ったことによるものであり、慎重に操作、安全確認を行えば、防げた事故でござ います。当該職員に対し、厳重注意するとともに、所属職員に対しても、安全確認、危機管理 意識等に細心の注意を払うよう、指導を行いました。職員の交通事故防止につきましては、こ れまでも機会あるごとに注意喚起を行ってまいりましたが、今後、より一層指導を徹底し、再 発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○田中武春委員

1点だけ。車両というのがこれ、軽4輪ということでいいんですか。それともほかの車でしょうか。

## ○契約課長

公用車のワンボックスカーでございます。

### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

# (なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。